

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

岡山厚生年金 事案 1518

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から9年1月30日まで
ねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額が実際の給与よりも著しく低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録において、当初、15万円として記録されていた申立期間の標準報酬月額について、平成8年9月6日付けで、同年2月1日に遡及して9万2,000円とする随時改定の処理が行われているとともに、同年10月の定時決定を9万2,000円に訂正する処理が行われていることが確認できる上、申立てに係る事業所における他の厚生年金保険被保険者のオンライン記録においても、ほぼ全員に同様の処理が行われていることが確認できる。

上記遡及訂正処理について、申立てに係る事業所の事業主は、詳細は不明であるとしているが、滞納処分票から、同事業所は申立期間中に社会保険料の滞納があり、平成8年8月9日に同事業所の経理担当者（当時）と社会保険事務所の職員が面談し、保険料の引下げについての協議を行った事跡が確認できる上、上記経理担当者は、具体的な経緯及び時期は記憶にないが、社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所の職員の指導により、実態とは異なる届出を行った旨証言している。

また、申立人の雇用保険の給付記録から算出した申立てに係る事業所における退職月（平成9年1月）の前6か月間の報酬月額の平均に見合う標準報酬月額は、遡及訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

なお、申立てに係る事業所の事業主は、申立人は事務職ではなかったため、社会保険事務や給与事務には関与していない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成8年9月6日付けで行った遡及訂正処理は、事実即したものととは考え難い上、合理的な理由は無く、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成8年2月から同年12月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

岡山厚生年金 事案 1519 (事案 318 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から29年2月20日まで
② 昭和30年10月10日から31年7月31日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が、勤務した期間より短いため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。

今回、当時の同僚が、勤務の実態等について証言してくれるので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料が無い、ii) 申立てに係る事業所は既に解散しており、勤務の実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない、iii) 申立内容に係る事実をうかがわせる関連資料等が無い上、申立人が申立期間中一緒に勤務していたと主張する同僚の加入記録をみると、申立人と同様、加入が遅れているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚(当時)から勤務の実態等を聞いてほしいとして、再度、申立てを行っているが、上記同僚から当委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言は得られず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から27年5月1日まで
② 昭和27年5月1日から29年11月1日まで

A社B出張所でC業務に従事していた申立期間①及び同社D出張所でE業務に従事していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が漏れている。

A社D出張所を退職して実家に戻った後、失業保険を受給した記憶があることから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、未加入となっている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態等についての証言が得られない。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立期間②について、A社D出張所に勤務していた同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚及び申立人が記憶している他の同僚（二人）もA社D出張所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、同事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社D出張所は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同出張所の被保険者記録から、当時の被保険者は同日付けで同社本社において一括して厚生年金保険が適用されたものと推測されるが、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

3 申立期間①及び②について、A社は、申立人に関する資料は無く、勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について不明である旨回答している。

このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。